

○御杖村行政組織規則

(目的)

第1条 この規則は、御杖村行政組織条例（平成27年御杖村条例第1号。以下「条例」という。）で規定する事務分掌について、その細分化を行うことにより行政事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(事務分掌の細分)

第2条 条例第11条に規定する事務分掌の細分は、次の表に定めるとおりとする。

課	事務分掌	事務分掌の細分
総務課	(1) 総合企画及び調整に関すること。	(1)-1 総合企画及び調整に関すること。
	(2) 秘書、渉外及び表彰に関すること。	(2)-1 秘書及び渉外に関すること。
		(2)-2 表彰及び儀式に関すること。
	(3) 広報及び広聴に関すること。	(3)-1 広報及び広聴に関すること。
		(4)-1 文書及び例規に関すること。
	(4) 文書及び例規に関すること。	(4)-1 文書及び例規に関すること。
	(5) 議会に関すること。	(5)-1 議会に関すること。
	(6) 財政に関すること。	(6)-1 財政に関すること。
		(6)-2 予算及び決算に関すること。
		(6)-3 税外収入に関すること。
	(7) 人事、給与及び福利厚生に関すること。	(7)-1 人事に関すること。
		(7)-2 給与に関すること。
		(7)-3 福利厚生に関すること。
(8) 公有財産に関すること。	(8)-1 財産管理に関すること。	
	(8)-2 財産区に関すること。	
(9) 防災に関すること。	(9)-1 消防防災に関すること。	
	(9)-2 災害救助に関すること。	
(10) 公共交通に関すること。	(10)-1 公共交通に関すること。	
(11) 交通安全及び防犯に関すること。	(11)-1 交通安全及び防犯に関すること。	
	(12)-1 情報管理に関すること。	
(12) 情報政策に関すること。	(12)-2 統計に関すること。	
	(13) 行政一般に関すること。	(13)-1 広域行政に関すること。
(13)-2 自治行政に関すること。		
(13)-3 町村会に関すること。		

		(13)-4 監査に関する事。	
		(13)-5 選挙に関する事。	
		(13)-6 公平委員会に関する事。	
		(13)-7 固定資産評価審査委員会に関する事。	
	(14) 他課の所管に属さない事。	(14)-1 他課の所管に属さない事。	
住民生活課	(1) 村税に関する事。	(1)-1 村税の賦課及び徴収に関する事。	
	(2) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。	(2)-1 戸籍及び住民基本台帳に関する事。	
		(2)-2 印鑑登録に関する事。	
	(3) 国民健康保険に関する事。	(3)-1 国民健康保険に関する事。	
	(4) 後期高齢者医療に関する事。	(4)-1 後期高齢者医療に関する事。	
	(5) 福祉医療に関する事。	(5)-1 福祉医療に関する事。	
	(6) 国民年金に関する事。	(6)-1 国民年金に関する事。	
		(7) 環境衛生に関する事。	(7)-1 廃棄物に関する事。
			(7)-2 上水道に関する事。
(7)-3 し尿処理に関する事。			
(7)-4 合併浄化槽に関する事。			
(7)-5 環境衛生に関する事。			
(7)-6 墓地に関する事。			
(7)-7 エネルギー政策に関する事。			
(8) 消費者行政に関する事。	(8)-1 消費者行政に関する事。		
保健福祉課	(1) 社会福祉に関する事。	(1)-1 社会福祉に関する事。	
		(1)-2 福祉団体に関する事。	
		(1)-3 老人福祉センターに関する事。	

		(1)-4 保護に関する事。
		(1)-5 遺族援護に関する事。
	(2) 児童福祉に関する事。	(2)-1 児童福祉に関する事。
		(2)-2 保育所に関する事。
		(2)-3 児童手当に関する事。
	(3) 介護保険に関する事。	(3)-1 介護保険に関する事。
	(4) 保健衛生に関する事。	(4)-1 保健対策に関する事。
		(4)-2 健康増進に関する事。
		(4)-3 感染症に関する事。
		(4)-4 保健センターに関する事。
		(4)-5 国民健康保険診療所に関する事。
産業建設課	(1) 農林漁業に関する事。	(1)-1 農業、畜産業に関する事。
		(1)-2 林業に関する事。
		(1)-3 水産業に関する事。
		(1)-4 農林業基盤の整備に関する事。
		(1)-5 治山事業に関する事。
	(2) 道路及び河川その他土木に関する事。	(2)-1 道路、橋りょう及び河川に関する事。
		(2)-2 砂防事業に関する事。
	(3) 土地利用対策及び開発に関する事。	(3)-1 開発指導に関する事。
		(3)-2 法定外公共物に関する事。
		(3)-3 農業委員会に関する事。
		(3)-4 地籍調査に関する事。
		(3)-5 公有地等登記に関する事。
	(4) 労働行政に関する事。	(4)-1 労働行政に関する事。
むらづくり 振興課	(1) 景観及びまちづくりに関する事。	(1)-1 景観・まちづくりに関する事。
	(2) 商工業及び観光に関する事。	(2)-1 商工業の振興に関する事。
(2)-2 観光振興に関する事。		

		(2)-3 株式会社みつえに関する こと。
		(2)-4 ふるさと納税に関する こと。
	(3) 国際交流に関する こと。	(3)-1 国際交流に関する こと。
	(4) 移住定住に関する こと。	(4)-1 定住促進に関する こと。
	(5) 公営住宅に関する こと。	(5)-1 公営住宅に関する こと。

(臨時等の事務分掌の細分)

第3条 臨時又は特別な事務、事業のため、必要があるときは、村長は前条の規定にかかわらず、別に事務分掌の細分を設けることができる。

(相互援助)

第4条 村長は、事務処理上必要があるときは、この規則に定める事務分掌にかかわらず、相互に援助させることができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。